

ふれんど中讃慶弔共済給付 慶弔見舞金の請求について

- 給付事由発生(確定)時点で、本センター会員であること。
- 請求期限は、事由発生(確定)日から3年以内。
- 慶弔見舞金の請求は、事由発生(確定)日以降にお願いします。

	給付事由	金額	事由を証明する書類	注 意 事 項
結婚祝金	会員本人が結婚したとき	20,000円	次のうちいずれか一つ(写し可) ◆戸籍記載事項証明書 ◆婚姻受理証明書 ※住民票は不可	①結婚により氏名、住所、同居家族等の変更がある場合「請求書兼証明書」に変更内容を記入してください。 ②事業主代表者の記入欄に記名、押印してください。 ③氏名が変わる場合は会員証を返還してください。 新しい会員証を作成し、事業所宛てに送付いたします。
念銀祝婚金記	会員本人が結婚25周年を迎えたとき	10,000円	◆婚姻日を記載した「戸籍記載事項証明書」(写し可)	※住民票の写しには婚姻日が記載されていません。
出生祝金	会員本人または配偶者が出産したとき	10,000円	次のうちいずれか一つ(写し可) ◆戸籍または住民票の抄本 ◆母子手帳の出生証明欄 ◆健康保険被扶養者異動届	①子の出生1人につき、1件の申請とします。 双生児は出生2件としてそれぞれ申請してください。 ②子の出生により同居家族に変更が生じるため、「請求書兼証明書」に変更内容を記入してください。 ③事業主代表者の記入欄に記名、押印してください。
入学祝金	会員の子が小学校または中学校に入学したとき	10,000円	次のうちいずれか一つ(写し可) ◆入学通知書(教育委員会通知) ◆入学許可証 ◆子の保険証	①会員と生計を共にする実子・養子・継子が対象です。 ②会員の子が小学校と中学校同時期に入学の場合は、それぞれに申請してください。
還暦祝金	会員本人が満60歳に達したとき	10,000円	次のうちいずれか一つ(写し可) ◆健康保険証 ◆運転免許証	
永年勤続祝金	10年	10,000円	次のうちいずれか一つ(写し可) ◆雇用保険被保険者資格取得届 ◆健康保険被保険者証 ◆事業主の証明書類 ◆事業主の場合は、事業を開始した日がわかる書類	パート勤務等で左記書類がない場合、または左記書類に記載してある就業開始年月日より前に、同一事業所に勤務していた場合は、申請した発生日を確定日とし「請求書兼証明書」の事業主代表者の記入欄に記名、押印をしてください。 ただし、以後の勤続祝金請求には、その確定日が基準日となります。
	15年	5,000円		
	20年	10,000円		
	25年	5,000円		
	30年	10,000円		
	35年	10,000円		
	40年	10,000円		
死亡弔慰金	配偶者の死亡	30,000円	◆死亡した対象者の死亡診断書・死体検案書、または除籍抄本、住民票等の死亡日の確認ができ、会員との関係を証明する書類 (写し可)	①親とは、会員及びその配偶者の父母が対象です。 ②住宅災害により同居家族の死亡の場合は、死亡日・死因が確認できる書類(写し可)に限ります。
	子の死亡 ※妊娠7ヶ月以上の死産を含む	20,000円		
	親の死亡 ※同居・別居の区別なし	5,000円		